

山口医学編集規定

一、総則

1. 「山口医学」は、山口大学医学会の機関誌として、会員相互の医学的素養の向上に役立つ、総説、講演録、原著、症例報告、調査報告その他の研究報告、学会報告、総会議事、その他を掲載する。
2. 刊行は、原則として年4回とする。
3. 投稿論文は他の雑誌に未掲載のものに限り、また投稿者は、山口大学医学会の正会員及び名誉会員に限る。また、投稿論文は次の通りである。
 - ・総説：依頼原稿。新任教授による原稿。
 - ・ミニ・レビュー：依頼原稿。学会賞受賞者による原稿。
 - ・テクニカルノート：実験技術紹介。
 - ・今日の医学：注目トピックを題材にした研究紹介。
 - ・原著
 - ・報告：統計・調査・疫学・医学教育・医療技術紹介。
 - ・症例報告
4. 人間を対象とする研究については、世界医師会の倫理規定（ヘルシンキ宣言、1964年採択、1975年改正、2013年修正）の精神を遵守したものでなければならない。また動物を対象とする研究については、山口大学医学部動物実験指針（平成10年4月1日施行）を遵守したものでなければならない。
5. 論文の採否および掲載順序などは、編集委員会（山口大学医学会編集幹事により構成する。）で決定する。
6. 論文の投稿先および編集に関する問い合わせなどは、当分の間下記宛とする。

〒755-8505 宇部市南小串1-1-1

山口大学医学会事務局内「山口医学」編集部

(Tel:0836-22-2179、Fax:0836-29-2180、E-mail:igakkai@yamaguchi-u.ac.jp)

二、論文の形式

1. 本文は、和文、新かなづかい、口語体文章とし、次の順による。
 - 1) タイトルページ（タイトルページは山口医学投稿論文確認表の1.～11.の項目を記載する。）
 - 2) 和文抄録
 - 3) 本文
 - 4) 引用文献
 - 5) 欧文抄録
 - 6) 図表説明、および図表
2. 原稿の書き方についての詳細は、「山口医学寄稿の手びき」を参照すること。
3. 論文原稿（本文、図表説明、および図表）は2部提出する。
4. 本文データと、図・表・写真のデータがあればそれらのデータを保存したCD-Rを

提出する。

5. 掲載論文に関する編集著作権を山口大学医学会に委譲することについて全ての共著者から同意を得て、山口医学投稿論文確認表 15. に共著者直筆の署名をする。
6. 山口医学投稿論文確認表の全項目を満たし、切り取って初回原稿に添付する。
7. 山口医学投稿論文確認表 13. に査読候補を 3 つ挙げる。候補には、個人名あるいは山口大学大学院医学系研究科分野名を記入する。個人については候補に挙げた理由・その個人の連絡先メールアドレスを記入する。

三、掲載料

1. 抄録をのぞく投稿論文は、刷り上がり頁 1 頁につき 10, 000 円を著者負担とする。別冊は、1 部 55 円とする。精算は別冊完成時に行う。
2. 特急査読を依頼する場合は刷り上がり頁 1 頁につき 14, 000 円を著者負担とし、山口医学投稿論文確認表 14. に必要事項を記入する。特急査読の場合は、書式確認後 1 回目査読を原則 2 週間以内で行う。
3. 依頼原稿については掲載料は徴収せず、別刷 30 部を無料進呈する。ただし、本文・文献 30 枚、図表 10 点（刷り上がり 10 頁）を超過した場合、超過分を、またカラー写真掲載料については実費を徴収する。
4. 抄録については、編集部にお問い合わせること。

四、附則

この規定は平成 13 年 5 月 14 日より実施する。

この規定は平成 16 年 5 月 10 日より実施する。

この規定は平成 16 年 11 月 8 日より実施する。

この規定は平成 17 年 5 月 9 日より実施する。

この規定は平成 18 年 6 月 22 日より実施する。

この規定は平成 19 年 5 月 28 日より実施する。

この規定は平成 20 年 3 月 26 日より実施する。

この規定は平成 20 年 6 月 2 日より実施する。

この規定は平成 23 年 1 月 14 日より実施する。

この規定は平成 23 年 9 月 27 日より実施する。

この規定は平成 27 年 6 月 24 日より実施する。（書式について改定）